

会計処理の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																											
社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団	<p>1 地域生活総合支援センター「あい」では、平成25年度決算において、平成26年3月分の自立支援給付費及び特定障害者特別給付費の請求額を未収金に計上すべきところ、計上しないまま、平成26年度に、当該給付費を収入した際に、未収金の取崩処理（未収金の貸方計上）をしたため、平成26年度末現在の未収金残高がマイナスとなり、正しい表示となっていました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="2">平成25年度末残高</th> <th rowspan="2">平成26年度末残高 (誤)</th> </tr> <tr> <th>(誤)</th> <th>(正)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自立支援給付費 (平成26年3月分)</td> <td>0円</td> <td>756,104円</td> </tr> <tr> <td>特定障害者特別給付費 (平成26年3月分)</td> <td>0円</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 地域生活総合支援センター「おんど」では、休職中の臨時雇用者1名の平成27年4月度給与（159,400円）の取消処理（未払金の借方計上）を、誤って平成26年度の処理としたため、平成26年度末現在の未払金残高がマイナスとなり、正しい表示となっていました。</p> <p>3 法人事務局では、給与支給後の欠勤、退職により本人から回収すべき給与等について、立替金等に計上すべきところ、預り金として計上したため、平成26年度末の預り金残高のうち1,547,939円がマイナスとなり、正しい表示となっていました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>件数</th> <th>平成26年度末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与支給後（当月給与を当月17日に支給）の欠勤・退職により本人から回収すべき給与</td> <td>7件</td> <td>△1,116,439円</td> </tr> <tr> <td>欠勤者等の社会保険料の立替支出</td> <td>7件</td> <td>△430,700円</td> </tr> <tr> <td>育休取得者の互助会の立替支出</td> <td>1件</td> <td>△800円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15件</td> <td>△1,547,939円</td> </tr> </tbody> </table>	内容	平成25年度末残高		平成26年度末残高 (誤)	(誤)	(正)	自立支援給付費 (平成26年3月分)	0円	756,104円	特定障害者特別給付費 (平成26年3月分)	0円	50,000円	内容	件数	平成26年度末残高	給与支給後（当月給与を当月17日に支給）の欠勤・退職により本人から回収すべき給与	7件	△1,116,439円	欠勤者等の社会保険料の立替支出	7件	△430,700円	育休取得者の互助会の立替支出	1件	△800円	計	15件	△1,547,939円	<p>債権債務残高の誤りについては速やかに修正を実施するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【経理規程】（抜粋） (記録及び計算) 第9条 法人の会計は、その支払資金の収支状況、経営成績及び財政状態を明らかにするため会計処理を行うにあたり、正規の簿記の原則に従って、整然かつ明瞭に記録し、計算しなければならない。</p>	<p>1 自立支援給付費及び特定障害者特別給付費の会計処理の誤りについては、修正を実施した。今後は、未収金明細書を月ごとに作成し、不明金が発生した場合は内容の確認を行い、都度、是正する。</p> <p>2 紙与等の取消処理の誤りについては、修正を実施した。今後は、当該月の確認等を行い、適正な事務処理に努める。</p> <p>3 平成27年度決算で修正を実施した。今後は適正な事務処理に努める。</p>
内容	平成25年度末残高		平成26年度末残高 (誤)																											
	(誤)	(正)																												
自立支援給付費 (平成26年3月分)	0円	756,104円																												
特定障害者特別給付費 (平成26年3月分)	0円	50,000円																												
内容	件数	平成26年度末残高																												
給与支給後（当月給与を当月17日に支給）の欠勤・退職により本人から回収すべき給与	7件	△1,116,439円																												
欠勤者等の社会保険料の立替支出	7件	△430,700円																												
育休取得者の互助会の立替支出	1件	△800円																												
計	15件	△1,547,939円																												

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年12月1日から同月3日まで）

共通費用の配賦不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																							
公益財団法人 大阪府文化財 センター	<p>公益財団法人大阪府文化財センター（以下「文化財センター」という。）は、5つの公益目的事業会計と法人会計に区分し会計処理を行っている。</p> <p>公益目的事業会計のうち、弥生文化博物館事業会計及び近つ飛鳥博物館事業会計に関する事務管理業務については、法人本部事務職員が担当している。平成25年度から従事実態を考慮して、人件費をそれぞれの事業会計に配賦している。しかし、各事業の従事割合等客観的な配賦基準に基づくものではなく、毎期異なる配賦方法で当該職員の人件費に係る配賦計算が行われていることから、実態を適切に反映した人件費の配賦計算が行われているのか判断できない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="6">法人本部事務職員の各事業会計への人件費等配賦額</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">(単位：円)</td> </tr> <tr> <th></th> <th colspan="2">平成24年度</th> <th colspan="2">平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>弥生文化 博物館 事業会計</th> <th>近つ飛鳥 博物館 事業会計</th> <th>弥生文化 博物館 事業会計</th> <th>近つ飛鳥 博物館 事業会計</th> <th>弥生文化 博物館 事業会計</th> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>8,506,935</td> <td>0</td> <td>4,193,541</td> <td>2,331,074</td> <td>5,933,585</td> </tr> <tr> <td>退職給付引 当金繰入額</td> <td>758,700</td> <td>0</td> <td>865,200</td> <td>0</td> <td>1,747,150</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,265,635</td> <td>0</td> <td>5,058,741</td> <td>2,331,074</td> <td>7,680,735</td> </tr> <tr> <td>実際に行わ れた配賦方 法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従事本部事務職員 2名 ・ 全ての人件費及び退職給付引当金繰入額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従事本部事務職員 2名 ・ 人件費については1名分の平成25年10月～3月分の6か月分の人件費を近つ博物館事業会計に負担させ、残額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。 ・ 全ての退職給付引当金繰入額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従事本部事務職員 2名 ・ 人件費については1名分の平成27年1月～3月分の3か月分の人件費を近つ博物館事業会計に負担させ、残額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。 ・ 全ての退職給付引当金繰入額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。 </td> <td></td> </tr> </table>	法人本部事務職員の各事業会計への人件費等配賦額						(単位：円)							平成24年度		平成25年度		平成26年度		弥生文化 博物館 事業会計	近つ飛鳥 博物館 事業会計	弥生文化 博物館 事業会計	近つ飛鳥 博物館 事業会計	弥生文化 博物館 事業会計	人件費	8,506,935	0	4,193,541	2,331,074	5,933,585	退職給付引 当金繰入額	758,700	0	865,200	0	1,747,150	合計	9,265,635	0	5,058,741	2,331,074	7,680,735	実際に行わ れた配賦方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事本部事務職員 2名 ・ 全ての人件費及び退職給付引当金繰入額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事本部事務職員 2名 ・ 人件費については1名分の平成25年10月～3月分の6か月分の人件費を近つ博物館事業会計に負担させ、残額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。 ・ 全ての退職給付引当金繰入額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事本部事務職員 2名 ・ 人件費については1名分の平成27年1月～3月分の3か月分の人件費を近つ博物館事業会計に負担させ、残額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。 ・ 全ての退職給付引当金繰入額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。 		<p>文化財センターが実施する事業の実態を適切に反映した事業区分毎の会計を行うため、弥生文化博物館事業会計及び近つ飛鳥博物館事業会計の双方に従事している法人本部職員の人件費配賦を、従事割合等合理的な配賦基準を定めるとともに、当該基準に基づいた配賦計算を実施されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【公益認定等ガイドライン】</p> <p>7. 第5条第8号、第15条関係 ～中略～</p> <p>② 認定規則第19条（認定規則第13条第2項の「事業費」及び「管理費」のいずれにも共通して発生する関連費用の配賦について定めるもの）の「適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない」については、以下の配賦基準を参考に配賦する。</p> <p>(配賦基準)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>配賦 基準</td> <td>適用される共通費 用</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">～中略～</td> </tr> <tr> <td>従事 割合</td> <td>給料、賞与、賃金、 退職金、理事報酬等</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">～以下略～</td> </tr> </table> </div>	配賦 基準	適用される共通費 用	～中略～		従事 割合	給料、賞与、賃金、 退職金、理事報酬等	～以下略～		<p>弥生文化博物館事業会計及び近つ飛鳥博物館事業会計の2事業に従事している法人本部職員2名の人件費配賦について、平成28年4月分以降、各職員から従事日数を報告させ、各自の会計の負担割合に基づいて、配賦計算を実施することとした。</p>
法人本部事務職員の各事業会計への人件費等配賦額																																																										
(単位：円)																																																										
	平成24年度		平成25年度		平成26年度																																																					
	弥生文化 博物館 事業会計	近つ飛鳥 博物館 事業会計	弥生文化 博物館 事業会計	近つ飛鳥 博物館 事業会計	弥生文化 博物館 事業会計																																																					
人件費	8,506,935	0	4,193,541	2,331,074	5,933,585																																																					
退職給付引 当金繰入額	758,700	0	865,200	0	1,747,150																																																					
合計	9,265,635	0	5,058,741	2,331,074	7,680,735																																																					
実際に行わ れた配賦方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事本部事務職員 2名 ・ 全ての人件費及び退職給付引当金繰入額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事本部事務職員 2名 ・ 人件費については1名分の平成25年10月～3月分の6か月分の人件費を近つ博物館事業会計に負担させ、残額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。 ・ 全ての退職給付引当金繰入額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事本部事務職員 2名 ・ 人件費については1名分の平成27年1月～3月分の3か月分の人件費を近つ博物館事業会計に負担させ、残額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。 ・ 全ての退職給付引当金繰入額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。 																																																							
配賦 基準	適用される共通費 用																																																									
～中略～																																																										
従事 割合	給料、賞与、賃金、 退職金、理事報酬等																																																									
～以下略～																																																										

【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則】
(関連する費用額の配賦)

第19条 公益実施費用額と収益等実施費用額とに関する費用額及びこれらと管理運営費用額とに
関連する費用額は、適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない。
(以下略)

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年1月26日から同月27日まで）